

様式第1号（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畠 59 番地 5
岩泉商工会長 八重樫 義一郎

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畠 59 番地 5
岩泉町長 中居 健一

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：富岡 勉

事業継続力強化支援計画

令和5年2月作成

岩泉商工会
岩 泉 町

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
<p>I 現状等</p> <p>(1) 地域の災害等のリスク</p> <p>【近年の主な災害と防災の取組】</p> <p>岩泉町の自然災害は台風によるものが最も多く、次に異常気象によるものが続いている。平成28(2016)年8月30日の台風10号豪雨災害(以下、「平成28年台風10号豪雨災害」という。)では、24時間雨量が194mmと月平均を超過し、各地区で土砂災害が発生したほか、河川の大規模氾濫が発生した。この災害で428世帯、873人が孤立、死者24人(関連死含む)、建物被害が約1,900棟となり、被害総額は約420億円に上った。</p> <p>このような状況を受け、令和元(2019)年3月に岩泉町防災マップを更新し、従前からの土砂災害警戒区域等に加え、新たに洪水浸水危険区域を掲載した。なお、洪水浸水は計画規模(50年に1回の雨)により想定区域を示すとともに、平成28(2016)年台風10号氾濫被害エリアを示しているほか、小本川では最大規模(千年に1回の雨)による洪水を想定した区域も示しており、町民の防災に備える資料として役立てられている。</p> <p>【今後予想される災害等】</p> <p>町の各種条件及び過去の災害発生状況等から、次のような災害が予想される。</p> <p>■洪水・土砂災害</p> <p>洪水災害では、河川の増水で岩泉地区(太田及び向町)及び小本川の河口近くの小本地区(南中野及び下中野)でも5.0m以上の浸水が予想されている。また、土砂災害では、町内に1,036カ所の警戒区域があるため町内各所で災害が予想される。</p> <p>※ハザードマップ資料1(太田及び向町)、資料2(南中野及び下中野)のとおり</p> <p>■地震・津波災害</p> <p>地震災害では、日本海溝モデルの地震で最大震度が「6弱」と想定されている。また、津波災害では、日本海溝等の巨大地震のほか、東日本大震災等も含めたシミュレーションの結果、巨大地震による最大クラスの津波が発生した場合に、小本川河口で20.7m、茂師漁港で23.9mという最大津波高が想定されている。</p> <p>※ハザードマップ資料3(南中野及、下中野及び家の向)のとおり</p> <p>■感染症</p> <p>新型インフルエンザは一定の周期で出現し、世界的にも大流行を繰り返している。令和元(2019)年に発生した新型コロナウイルスのように、住民が免疫を確保していないため、多くの人の生命や健康に重大な影響を与える恐れがある。</p> <p>■その他の災害</p> <p>・豪雪災害・林野等での大火災、・その他特殊災害</p>

(2) 商工業者の状況

令和元（2019）年度経済センサス基礎調査に基づく商工業者数及び小規模事業者数
(令和4（2022）年9月14日、岩手県商工労働観光部経営支援課総括課長提供)

○商工業者数 425 者、○小規模事業者数 356 者

【内訳】

単位：者

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	48	38	小本川流域に分布
製造業	51	40	
卸売業、小売業	148	117	
宿泊業、飲食サービス業	39	36	岩泉地区に集中
生活関連サービス業、娯楽業	41	40	
その他	98	85	
合計	425	356	

(3) これまでの取組

1) 岩泉町の取組

・地域防災計画の策定

町土、町民の生命及び身体並びに財産を災害から守るため、災害対策基本法に基づき計画を作成しており、予防等に関する事項を定め、隨時見直しを行っている。

・必要な物資の備蓄

岩泉町地域防災計画に基づき、災害発生直後から物資の流通が確保されるまでの間、必要な物資の備蓄を行うほか、家庭等における物資の備蓄を奨励している。

・住民による防災・減災の取組等

平成 28 年台風 10 号豪雨災害の教訓から、毎年 8 月 30 日を岩泉町防災・減災の日と定めるほか、同日の防災訓練等を通じて防災・減災に取り組んでいる。

・防災に関する情報提供

岩泉町のホームページや防災メールによって気象警報等の情報を発信するほか、各世帯の告知端末を活用し、防災情報等の配信を行っている。

・防災人材等の育成

岩泉町では各地区に自主防災組織を設置し、災害に強いまちづくりに取組んでいる。また、防災士の育成や防災士連絡協議会を設立し、活動を展開している。

・新型コロナウイルス感染症に対する取組

令和 2 年 2 月 18 日の岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置を受け、翌日に岩泉町新型コロナウイルス感染症対策本部（任意設置）を立ち上げ、町内における感染症対策の方針決定及び連携並びに調整等を行っている。

2) 岩泉商工会の取組

・災害時における会員被災状況の収集

これまで自然災害の際には、岩泉町（災害対策本部）と連携しながら会員事業者の被災状況等の情報収集を行い、岩手県商工会連合会に報告を行ってきている。

・事業者 B C P （事業継続計画）策定への取組

岩泉町国土強靭化地域計画では、民間企業等における B C P 策定を優先して取り組むとしており、今後、岩泉町と岩泉商工会の連携した取組が重要となっている。特に、小規模事業者への制度普及等により、計画策定を促すことが重要である。

・共済制度の普及・加入促進

会員の福祉向上、経営リスクヘッジ（リスク回避の備え）、自主財源の確保等を目的に各種共済制度の推進を図るほか、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し、普及・加入促進を行っている。

II 課題

岩泉町及び岩泉商工会における、小規模事業者等における課題は次のとおり。

- ・進まない事業者B C P（事業継続計画）策定

防災対策に関する岩泉町全体の取組は普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定やこれを支援する商工会の取組も本格化していない状況である。

- ・計画策定支援のスキル習得

事業者B C P策定に関する商工会職員の支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必須となってくる。

- ・町と商工会の連携体制

現状では、それぞれのB C Pに従って事前対策や応急対策を行うことになっているが、両者の連携・協力体制が明確化していない状況である。

- ・感染症流行対策

住民や関係団体等への基本的感染対策（3密回避、マスク着用、手洗い等の手指消毒）の周知・徹底によって、感染拡大防止と感染リスク低減を図る必要がある。

III 目標

岩泉町地域防災計画に基づき、今後発生が予想される大規模自然災害等への中小企業等の事前の備え等について、岩泉町及び岩泉商工会が共同支援する体制を構築していく必要があり、特にも、いかなる災害が発生しても経済活動が機能不全とならないことを目標に事業継続力強化のため次の取組を行うものとする。

- ・小規模事業者へのB C P策定支援の強化

災害に伴うリスクを再認識させ、事前対策の必要性を説きながら、専門家及び関係機関（損害保険会社等）との連携による個別支援の体制を構築しながら、小規模事業者のB C P策定に係る支援を強化していく。

- ・情報伝達手段及びルートの確立

災害発生時において、必要な情報を正確かつ迅速に共有するため、岩泉町及び岩泉商工会における情報伝達の手段及びルートを構築のうえ確立する。

- ・迅速な応急・復興支援のための連携体制の確立

災害発生時の速やかな応急対策や復興支援が行えるよう、各組織内の体制確立及び関係機関との連携を密にできる体制を構築のうえ確立する。

- ・感染症流行対策

各事業者における検温の実施、消毒液や空気清浄機及びアクリル板の設置などについて、岩泉町と連携しながら、感染拡大防止と感染リスク低減の環境を整備する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

岩泉町と岩泉商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1 事前の対策>

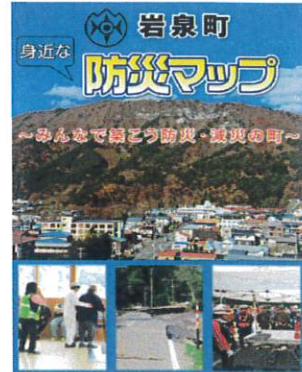
岩泉町地域防災計画に基づき、計画との整合性を整理しながら、災害発生時に混乱することなく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

小規模事業者に対するB C P策定は不可欠との啓発を目的として、計画期間中における各年度の事業計画にある次の事業に目標を定め、その達成に向けた取組を行う。

・防災関連資料によるリスクの周知

経営指導員等による巡回指導の際に、岩泉町防災マップなどを活用しながら事業所地の自然災害等のリスク、及び影響低減のための取組や各種対策（事業休業への備え、共済加入等）について説明する。



・各種媒体を活用した啓発

岩泉町のホームページや広報紙、告知端末、岩泉商工会のホームページや会報などで国施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者B C P策定に積極的に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。

なお、感染症の現状や感染症流行対策については、各家庭や事業所に設置されている告知端末を活用して基本的感染対策の周知・徹底などを図るほか、ワクチン接種などの感染リスク低減に係る情報を発信する。

・事業者B C P策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者B C P（即時に取組可能な簡易的なもの含む）策定による実効性ある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。

また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及・啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。

商工会が取扱うリスク軽減のための損害保険等

■財産のリスク

- 火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償
- 自動車運行に伴う事故の賠償補償

■休業のリスク

- 事業主・従業員の休業所得補償、○災害に伴う営業損失補償

■経営のリスク

- 取引先倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え
- 事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等への備え
- 廃業・退職後の生活資金積立、従業員の退職金積立

■自動車のリスク

- 自動車運行に伴う事故の賠償補償

■労災事故のリスク

- 業務災害・ハラスメント等の管理者賠償責任補償

2) 商工会自身のB C P（事業継続計画）の作成

令和5年1月に岩泉商工会の「危機管理マニュアル」を策定済みであること。

3) 関係団体との連携

職員向けの研修会を含むB C P策定セミナーや個別支援について、連携する損害保険会社等に協力を求める。また、関係機関への啓発ポスター掲出等の配架を依頼する。

なお、感染症流行に対しては、感染リスクや感染の影響がはっきりとしてきた段階で、各種保険のリスクファイナンスとしての役割等の紹介を実施する。

4) フォローアップ

小規模事業者におけるB C P策定の取組状況について、毎年度、策定の有無・内容等の情報を整理するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。また、(仮称) 岩泉町事業継続力強化支援協議会（構成員：岩泉町・岩泉商工会）を開催し、事業者B C P策定の状況確認や改善点について情報共有を図りながら協議していく。

5) 当該計画に係る訓練の実施

大規模な自然災害が発生したと仮定し、災害発生時において、必要な情報を正確かつ迅速に共有するため、岩泉町及び岩泉商工会における情報伝達手段及び伝達ルートの確認等を行うほか、必要に応じて訓練を実施する。

<2 発災後の対策>

発災時には人命救助を最優先にしながら、次の手順で地区内被害状況を把握し、応急対応の方針決定や関係機関への連絡等の対策を進めるものとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

・応急対策の定義

応急対策とは、岩泉町のB C Pと岩泉商工会の危機管理マニュアルに加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で岩泉町、岩泉商工会が連携して行う応急対策は次の業務とする。

■連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- ア) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- イ) 被害・経営課題の把握業務
- ウ) 復興支援策を活用するための支援業務

・役職員の安否確認と被害概要及び参集可能人数等の確認

岩泉町のB C Pと、岩泉商工会の危機管理マニュアルに従って安否確認を行うものとするが、次の項目のほか、できるだけ情報を集めること。

(1) 本人・家族の被災状況、(2) 近隣の家屋や道路に関する被害概要、(3) 出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

なお、感染症流行に関わっては、国内で感染者が確認された以降は、職員や施設に立ち入る人の検温や体調管理のほか、消毒、手洗い等の感染対策の徹底を行う。

■各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
岩泉町経済観光交流課	【職員】発災後、速やかに連絡網（携帯電話）で確認
岩泉商工会	【職員】発災後、速やかにLINEグループで確認 【正副会長】1時間以内に携帯電話・Eメールで確認 【役員】1日以内に携帯電話で確認 【会員】3日以内に会員の安否確認を実施

・安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後、2時間以内に岩泉町及び岩泉商工会で確認結果や被害概要等を共有する。

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
岩泉町経済観光交流課	課長	総括室長
岩泉商工会	事務局長	経営指導員（上席）

2) 応急対策の方針決定

安否確認や被害概要等を把握・共有した時点で、岩泉町と岩泉商工会で応急対策の実施方針を協議・決定するものとし、想定する対策の内容は概ね次の判断基準とする。

また、感染症流行関連では、岩泉町感染症対策本部での協議結果等を踏まえ、住民及び関係団体への情報発信のほか、事業継続のための勤務体制の検討等を行う。

■被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	域内の被害状況	想定する応急対策の内容
大規模被害 がある	<ul style="list-style-type: none"> ・10%程度の事業所で「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害 ・1%程度の事業所で「床上浸水」等、大きな被害 ・被害が想定地域で連絡が取れない、交通網が遮断で確認できない 	<p>①緊急相談窓口の設置・相談業務</p> <p>②被害調査・経営課題の把握業務</p> <p>③復興支援策を活用するための支援業務</p>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・1%程度の事業所で「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害 ・0.1%程度の事業所で「床上浸水」等、大きな被害 	<p>①緊急相談窓口の設置・相談業務</p> <p>②被害調査・経営課題の把握業務</p>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない 	特に行わない

※ なお、連絡が取れない区域は、大規模な被害が生じているものと考える。

■被害情報等の共有間隔。

期間	情報共有する間隔
発生後～1週間	1日に2回（正午、17時）
1週間～1ヶ月	1日に1回（17時）
1ヶ月以降	1週間に1回（金曜日）

<3 災害発生時における指示命令系統・連絡体制>

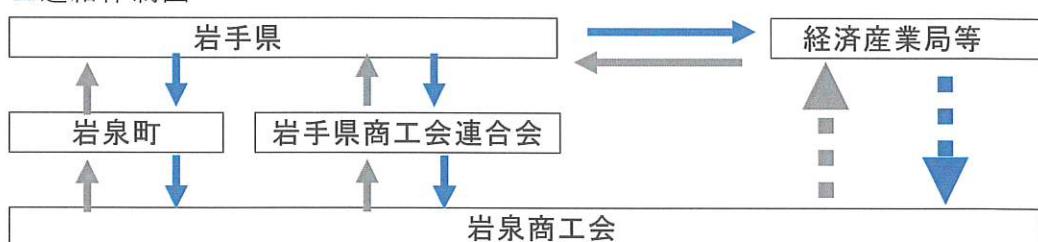
発災時に、事業者からの被害状況報告と指揮命令の仕組みを構築し、2次被害防止のため被災地域での活動を行うことの決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有情報の県等への報告方法について予め確認をしておく。

なお、感染症流行の場合は、国や県及び岩泉町からの情報や方針に基づき、岩泉商工会と岩泉町災害対策本部が共有した情報について、それぞれ岩手県及び岩手県商工会連合会に報告する。

1) 指示命令系統・連絡体制図

災害等発生時に、地区内小規模事業者からの被害情報の報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。なお、指示命令系統は、岩泉町地域防災計画及び岩泉商工会「危機管理マニュアル」に記載のとおりとする。

■連絡体制図



2) 2次被害を防止するために被災地域で活動を行うことの決定

(仮称) 岩泉町事業継続力強化支援協議会長(岩泉町経済観光交流課長)が、岩泉町災害対策本部の指示に従いながら活動方針を決定し、岩泉商工会に指示等を行う。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

・被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、両者で共通で使用する。

・被害額の算定の対象

岩泉町地域防災計画に基づき、岩泉商工会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家被害」と「商工被害」の2つとする。

◆『非住家被害』とは？

事業用の建物。具体的には店舗、事務所、作業場、倉庫などの被害で建物と一緒になった附属設備も対象とする。なお、人が居住する店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。

また、『非住家被害』の対象としては、被害程度に関わらず床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとし、岩泉町災害対策本部への被害報告に限っては定めにより「全壊」又は「半壊」の場合のみとする。

◆『商工被害』とは？

建物以外の事業に関する被害。具体的には棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、器具及び備品など）の被害とする。

4) 共有情報の報告方法

岩泉町と岩泉商工会が共有した情報については、岩泉商工会は岩手県商工会連合会（以下「県連」という。）へ、岩泉町は岩手県へそれぞれ報告する。なお、の県連への報告は、県連作成の緊急時連絡先へのメール及び災害状況報告システムを活用する。

<4 応急対策時の町内小規模事業者に対する支援>

・相談窓口の開設

岩泉商工会は岩泉町と協議のうえ、安全性が確認された場所で相談窓口を開設する。また、国等からの相談窓口設置の要請を受けた場合は、これに従うものとする。

・被災事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）は、巡回訪問のほか、会報、ホームページ等により町内小規模事業者等へ周知する。

・感染症流行対策

事業活動に影響を受け、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。なお、感染症流行に関しては、国内で感染者が確認された以降は、各事業者において検温、消毒及び手洗い等の感染対策を徹底する。

<5 町内小規模事業者に対する復興支援>

- 岩手県及び岩泉町の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけで対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を岩手県商工会連合会に相談する。

(別表 2) 事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
	令和 5 年 2 月 22 日
<p>(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所関係市町村の共同体制／ 経営指導員の関与体制 等)</p>	
<pre>graph TD; A[岩泉商工会 事務局長 (法定経営指導員)] --> B[岩泉町 経済観光交流課長]; A --> C[岩泉町 危機管理課長]; B <--> C; B -- 連携 --> D[岩泉町商工会 連絡調整]; D -- 連携 --> E[岩泉町 経済観光交流課]; E --> F[岩泉町 危機管理課]</pre>	
<p>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p>	
<p>①当該経営指導員の氏名、連絡先 主幹 富岡 勉 (連絡先は後述 (3) ①参照)</p>	
<p>②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) 岩泉商工会の法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組等を行うものとし、隨時、小規模事業者への災害リスクの周知をはじめ、事業者BCP策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに状況を共有する。また、他の職員に対して指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。 なお、年1回、(仮称)岩泉町事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等を協議する。</p>	
<p>(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先</p>	
<p>①商工会／商工会議所＝岩泉商工会 〒027-0595 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字中野 40 番地 42 TEL : 0194-22-3245 / FAX : 0194-22-5577 E-mail : iwaizumi@shokokai.com</p>	
<p>②関係市町村＝岩泉町役場 経済観光交流課 〒027-05012 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畠 59 番地 5 TEL : 0194-22-2111 / FAX : 0194-22-3562 E-mail : kanko@town.iwaizumi.lg.jp</p>	

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

区分＼年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・専門家派遣	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・パンフ・チラシ作成	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、岩泉町補助金、岩手県補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
「連携なし」
連携して実施する事業の内容
「連携なし」
連携して事業を実施する者の役割
「連携なし」
連携体制図等
「連携なし」